

## 幼児教育無償化について

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組む。

### 1. 対象者・対象範囲等

#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- ・ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
- ・ 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化  
※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材費、行事費など）は無償化の対象外。食材費については保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収 360 万円未満相当世帯）

#### (2) 幼稚園の預かり保育

- ・ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて月額 1.13 万円までの範囲で無償化

#### (3) 認可外保育施設等

- ・ 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化
- ・ 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

### 2. 実施時期

2019年10月1日